

## 平成26年度第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

### 1 日 時

平成26年12月25日(火) 午後2時00分～4時00分

### 2 場 所

尼崎市役所 教育委員会室

### 3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	大 場 修
	委 員	坂 井 秀 弥
欠席委員	委 員	伊 達 仁 美

### 4 出席した事務局職員

教育長	徳 田 耕 造
社会教育部長	吉 田 淳 史
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

### 5 委員長・副委員長選任（委員互選）

田中敏雄委員長・馬田綾子副委員長選任

### 6 諮 問

徳田教育長から田中委員長に諮問書

### 7 議 事 等

議事1「平成26年度尼崎市文化財保護審議会の予定について」

事務局から次の予定を説明、委員了承

第1回：本年度尼崎市指定文化財候補物件の審議、本年度文化財関係事業の報告

第2回：候補物件の調査・審議、答申文案の作成

第3回：答申の作成と提出

議事2「平成26年度尼崎市指定文化財候補物件の審議について」

事務局から平成26年12月末現在の指定文化財の状況について報告と委員質疑

・国指定文化財10件、県指定文化財11件、国登録文化財10件（変動なし）

昨年度審議を経て「寺岡家文書」・「豊臣秀吉朱印状（建部寿得他二名宛）」が平成

25年度尼崎市指定文化財となり市指定文化財は2件増で43件。

- ・市指定文化財が県指定文化財に指定された場合の市指定文化財番号の取り扱いについて委員から質問があり、事務局から指定番号は欠番となることを説明。
- ・市指定文化財の指定の方針や指定の基準について委員から質問があり、事務局から明文化したものは作成していないこと、対象として把握できた文化財から順に指定候補にとりあげてきた経緯、近年は市民（所有者または管理者）から申請があったものと市が所有する博物館資料のうち歴史的価値や評価が定まってきたものを中心に指定候補を準備している状況を説明。
- ・市町村においても文化財指定についての考え方を明らかにした指定の方針を作成する方向性があるべきで、明文化によって尼崎市の行政の中での文化財の地位の向上や文化財に関する調査成果や実績と課題の継承を図るといった意見が委員から示され、委員の間で意見交換。
- ・指定方針の明文化により指定の範囲等が狭められる懸念も考慮して、広く方針を定めておき固定化することなく時期を経て見直すことや、対象を幅広く明文化する中で緊急性のあるものを含むなどの文言を入れるなど、様々なものが出てきた時に対応できるような方針を考えていくという方向性について委員から発言があり、事務局からは各地に方針作成の動きがあることや方針の必要性については課題として認識していることを回答。
- ・指定の候補物件のリストと指定候補物件の把握状況について委員から質問が出され、事務局からは、昭和30年代から50年代にかけて刊行された『尼崎市史』編纂に伴う歴史資料等の調査をふまえた事務局内でのリストとそれに基づく指定がほぼ終了したこと、震災以降平成11～13年度に実施した社寺建造物の総合的調査などの成果をふまえた社寺建造物の指定がほぼ終了したこと、建造物のうち民家については景観行政の担当部署が調査を行い都市景観として指定し、所有者の同意を得て国登録文化財に登録された物件があること、歴史資料のうち近年博物館資料として収集した歴史資料についてはリストとして順位を決めずに、収集後に歴史的価値や評価が定まった段階で候補にあげていること、史跡指定については用地問題を抱える中で富松城跡の保存に向けて努力をしていること、考古資料については候補に値する資料があるものの、一括性が重要な中で全体像を明らかにするための整理作業が完了していないものがあることを説明。
- ・国登録文化財に登録された個人所有の家に対しての補助制度について委員から質問があり、事務局が当該補助制度について回答、指定や登録文化財の建造物の所有者のアドバイザーとして兵庫県が進めているヘリテージマネージャーの養成制度と阪神南地区でのヘリテージマネージャーの活動について紹介。
- ・尼崎市における文化財の把握状況や指定状況がわかる資料、候補物件のリストを情報として審議の場で共有する方向性を検討してほしいという意見が委員から示された。
- ・指定の方針を作ることは指定対象を狭める側面があるものの指定理由を明確に主張する根拠ともなるという意見、審議会で作成する答申にも指定理由は明記するがやはり指定方針との整合性が重要であるという意見が委員から出され、事務局からは今後の課題として努力すると回答。

事務局から今年度の候補物件について現状報告と提案

- ・事務局から所有者、管理者からの申請がないことを報告。
- ・事務局で候補物件として考えている尼崎市所蔵「足利義詮書状」について概要説明。

候補物件について委員から質疑、意見、論議

(1) 候補物件の資料価値について

- ・候補物件として事務局があげた資料については、直接尼崎との関わりを示す文書ではないが、文書としての価値は足利義詮書状としてまちがいないものと考えられる。尼崎との関わりと資料価値を明らかにする形で事務局の概要が準備されているが、審議会で検討しながら意見が出された指定の方針の問題についても議論したい。近年の古文書研究、花押の研究は議論が大変難しくなっており、どこまでの議論が必要かといった点も含めて検討したい。(委員)

(2) 博物館資料として取得された経緯と、尼崎ゆかりの人物に関わるという点について

- ・歴史博物館建設事業に伴い、資料取得基金を設け、資料の収集方針を尼崎の歴史に関わる資料、尼崎の歴史を展示する上で必要な資料と広く定めた。この方針に沿って収集した資料であり資料評価委員会の評価を受けて取得した資料である。(事務局)
- ・足利義詮と尼崎との関わりはかなり重要なもので、延文4～5年にかけて足利義詮が尼崎一帯に陣を置いたことは『太平記』にも記載があり、中世の尼崎を代表する寺院大覚寺の文書である兵庫県指定文化財大覚寺文書にも、義詮の文書の写しが伝えられている。義詮の正文の文書を展示し、多くの人に義詮と尼崎との関係を知ってもらうために、尼崎の重要な人物の資料として必要であるとの考えがあった。(事務局)
- ・収集後に研究が進み歴史的な評価・価値が高まったということで、学術的価値と尼崎市の地域の歴史を広く知っていただくという側面から、今回候補物件にあげた。(事務局)

(3) 書状の内容について

- ・公家の園家が宛先と考えられ、内容は「忠節をしたので、家門のことは扶持する、また、所領は元通りの支配にまちがいない」という中世の安堵にあたる内容である。武家である足利將軍家が公家に対して安堵を行った早い例ではないかという見解が近年出されている。内容が安堵にあたるのか、「御忠節」という敬意表現も研究上の議論で注目されている。(事務局)
- ・かなり神経を払って読む必要がある資料で、安堵の問題についても年号が入っていない点からも性格を検討しなくてはならない。年号がないと証拠書類として使えないので、そういう意味では一時的なものという可能性があるため、その点も含めて検討する必要がある。(委員)
- ・年号の脇に貼紙の跡があり、また、和暦元号と年の文字の裏写りのような痕跡があるようにも見える。(事務局)
- ・年号が書かれた貼紙があったとしても、貼られた年代の特定はできない。すぐ貼る場合と、後世に言い伝えられた年号を入れる場合もある。(委員)

(4) 文書の来歴について

- ・古書店からの取得であり、それ以前の伝来は不明である。(事務局)

(5) 園家について、また尼崎との関わりについて

- ・江戸時代には羽林家、近代以降は伯爵家として、現在も続く家である。江戸時代の石高は120～150石だが、中世の家領は明らかになっていない。尼崎に所領があったというような関わりについては不明である。(事務局)

(6) 指定文化財のうちの足利義詮関係資料について

- ・市指定文化財では今回あげたのが初めてである。兵庫県指定文化財では大覚寺文書に義詮の文書の写しがあり、大覚寺での義詮の行動を関連させて考えると、大覚寺文書が関係のある資料といえる。現在、市が所有する資料はこの1点である。(事務局)

(7) 花押の型による推定年代について

- ・上島有氏の花押の研究をふまえると、花押の型が ・ 型に近似するということで年代を推定している。(事務局)
- ・内容からもう少し詰めて年代幅を狭めて推定できる可能性がある。忠節の意味内容、誰に対するどのような行動が忠節にあたるのかを考察して年代の特定を試みた研究がある。南北朝内乱の複雑な動きの中で、南朝方に拉致された北朝の光厳・光明・崇光の三上皇が、両朝の交渉により帰京を果たしたという一件があるが、その際には園基隆の働きがあり、それが功績として評価された忠節にあたるのではないかと推定されているが、確定はしていない。審議いただいて仮に指定に至った場合には、このような資料が尼崎市に所在することがわかり、より多くの人に見ていただき厳密な議論が進むことによって、研究の深化につながることもあると思う。(事務局)

(8) 指定文化財としての価値評価等について

- ・価値評価は尼崎との関わりと内容との関わりということになるが、これまでは、足利義詮のように知られた人物の文書でなくても、内容に尼崎のことがあれば、中世の歴史資料として指定されるということがあったと思う。今回は將軍ということでも有名な人物の資料である点と、論議すべき内容を持つという二つのことがあり、大きな点から論議する必要がある資料であると思う。(委員)
- ・將軍というのは歴史の教科書にも出てくるので、市民にとっても資料を見て、足利將軍が尼崎の歴史に関わるということを知るきっかけになるという点でも、指定は有意義であると思う。(委員)
- ・尼崎の歴史に関わるということに加え、もっと内容的にも大きな意味のある資料であるということ、答申に盛り込んでいくのがよいのではないか。(委員)
- ・足利義詮と尼崎との関わりが大前提だが、古文書そのものの価値を前面に出す形で答申文が調整できればと思う。研究上いろいろな議論があるが、各種のデータベースを使いながら、園基隆かどうかについても確認しながら進めていきたい。(委員)

尼崎市所蔵「足利義詮書状」を本年度の指定文化財候補物件として審議を進めることを委員全員が異議なく決定。次回の第二回審議会で実物調査を行うこととした。

報告「平成26年度の文化財関係事業について」

事務局から資料を提示し、委員からの質疑とそれに対する説明等が行われた。

文化財保護事業のうち、文化財の調査・保存事業については、埋蔵文化財の調査の実績とともに、昨年度の審議会での委員からの指摘もふまえ、試掘・確認調査は基本的に公費で対応するように改めていることを報告した。

普及・啓発事業の報告については、今年度から新たに始めた企画展事業の年間5回開催について学芸員の状況について委員から質問が出された。埋蔵文化財の発掘調査と並行しての展示準備や市民ボランティアとの協働展示など、かなり時間や労力の面で忙しい現状を事務局から説明した。委員からは企画展や小学校の利用など普及・啓発事業に努力して、入館者や来館学校数などの実績も伸びていることは、手ごたえのある状況となっているとして評価する意見があった。資料の公開・活用事業について、展示会に伴う展示図録の発行とホームページ上での紹介、資料目録のネット上での公開によるアクセシビリティの向上、現在の資料利用の方法について、委員から質問や意見が出された。事務局からは展示図録が作成できていない状況と、所蔵資料全体の資料目録の公開がフィルムのデジタル化作業などを進めたものの、データ量の問題等で資料目録の公開には至っていないことを説明した。

委員からは施設内に特別収蔵庫がないために民間の美術品倉庫を借りて博物館資料を保管しているという現状が、資料目録の公開や図録作成に伴う資料撮影や外部の閲覧希望者の資料利用の際の不便さの一因となっている点が指摘され、事務局からは、施設内に特別収蔵庫を設けて資料保管する方向で施設の整備を進めていきたいと回答した。

委員からは啓発事業のうち、歴史散歩事業の「西国街道リレーウォーク」の実施方法や、体験学習における「むかしの学校」や「ワタから糸を紡ごう」の教材や具体的な内容について質問が出され、事務局が説明した。

#### その他

今年度の新規事業として富松城跡の保存・活用を考える市民懇話会を開始したこと、文化財収蔵庫の耐震診断の調査の進捗状況等について事務局が報告した。

最後に次回以降の審議会の具体的な日程の調整を行い、第2回は1月23日午後2時30分から、第3回は3月12日午前10時からの開催が決まった。

## 8 閉 会

以 上